相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市浪速区元町三丁目一一番地、最後の住所大阪市淀川区塚本六丁目五番一三―二〇九号　被相続人　亡　村田　敞英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

大阪市中央区平野町一丁目八番一五号マルイト平野町ビル三階樹陽法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県勝田郡奈義町荒内西一〇一八番地一一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　花谷　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

事務所岡山県岡山市北区南方一丁目四番三号アストロビル四階

相続財産管理人　弁護士　上田　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県春日市上白水二丁目三五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　満木　虎義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

福岡市早良区祖原二九番二八号

相続財産管理人　司法書士　山本　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川市大字夏吉八三五番地二、最後の住所福岡県田川市大字川宮一七七六番地一〇たかはロイヤルハイツ二〇二

被相続人　亡　坂本　一利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

福岡県飯塚市新立岩六番一六号弁護士ビル二階

相続財産管理人　弁護士　登野城安俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市東区香椎駅東二丁目一九三番地七、最後の住所福岡市東区香椎二丁目八番一一―一〇四号　被相続人　亡　長谷川淳也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

福岡市中央区警固一丁目一二番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大坪　知弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県宮古島市城辺字西里添七七五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　砂川　玄任

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

沖縄県宮古島市平良字下里一一七五番地

相続財産管理人　砂川　盛義

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年十一月十二日

一、墳墓等所在地　福岡県小郡市小郡字前伏二一八番

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　佐賀県佐賀市高木瀬西五丁目一番一四号　田中　豊

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 11 月 12 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社岩本組　②東京都知事(2)25461　③代表取締役　鈴木豊彦　④東京都北区田端１丁目23番16号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都北区田端１丁目23番16号　田端清算準備株式会社　代表取締役　鈴木豊彦

①エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社　②国土交通大臣(4)5856　③代表取締役　牧貞夫　④東京都千代田区外神田４丁目14番１号　廃止した従たる事務所　北海道札幌市中央区北一条西七丁目３番地　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区外神田４丁目14番１号　エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社　代表取締役　牧貞夫

①大東建託株式会社　②国土交通大臣(8)3293　③代表取締役　熊切直美　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　三重県津市栄町３丁目266番地　神奈川県横浜市都筑区大棚町3004―１―101　大阪府寝屋川市八坂町13―11八坂町ビル１Ｆ　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託株式会社　代表取締役　熊切直美

①ＧＶＥ株式会社　②大分県知事(1)第2974号　③代表取締役　上村五十次　④大分県大分市大字羽屋939番地の７　⑤1000万円　⑥大分県知事　⑦大分県大分市大字羽屋939番地の７　ＧＶＥ株式会社　代表取締役　上村五十次

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成十四年十二月三日に商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散し、平成二十六年十月二日に東京地方裁判所より清算人選任決定がありましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

東京都江戸川区篠崎町三丁目二〇番二三号

株式会社新盛商事

清算人　上田　慎

（連絡先　東京都千代田区大手町一丁目七番二号東京サンケイビル一八階梶谷綜合法律事務所）